

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	2 - 1
法令名	消防法施行令	根拠条項	36の6		
許認可等	消防設備士免状の再交付				
<p>(根拠規定)</p> <p>消防設備士の免状の交付を受けている者は、免状を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、その再交付を知事に申請することができる。</p>					
<p>(許認可等の基準)</p> <p>消防設備士免状の再交付に関する審査基準は、次のとおりとする。</p> <p>消防設備士免状の再交付審査基準</p> <p>(平成12年12月8日付県民環境部内規)</p> <p>(1) 免状の再交付にあたっては、再交付申請の理由が免状の亡失、滅失である場合、その事実の認定は申請書の記載内容の形式審査のみを行う。</p> <p>(2) 免状の再交付と書換を併せて行う場合には、再交付申請書と書換申請書の双方を提出させ、申請を受けた知事は、双方の手続をそれぞれ行い、交付する免状は、記載事項の書換後のものとする。</p>					
<p>(その他)</p> <p>再交付申請書には、写真を添付し、汚損又は破損した場合には、さらに当該免状を添付する。</p>					